

○大槌町ひとり親家庭医療費給付条例

昭和54年9月20日

条例第9号

〔注〕 平成16年9月から改正経過を注記した。

改正 昭和59年6月22日条例第14号

昭和59年12月26日条例第17号

昭和60年9月30日条例第11号

平成3年3月20日条例第5号

平成6年9月12日条例第20号

平成7年3月14日条例第5号

平成16年9月9日条例第12号

平成18年9月20日条例第23号

平成20年3月10日条例第12号

平成21年3月12日条例第7号

平成22年9月21日条例第18号

〔題名改正〕

平成25年3月15日条例第1号

平成26年9月19日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を給付することにより、ひとり親家庭の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔平成22年条例18号〕

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- (2) 被保険者等 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者
- (3) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるため

に発行された証

(4) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

(5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者

一部改正〔平成16年条例12号・18年23号・20年12号・25年1号〕

(受給者)

第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者は、大槌町の区域内に居住する被保険者等である者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（その者に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第2条の4第4項に規定する額を超える額であるもの、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。）をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）を扶養しているもの（前年の所得が政令第2条の4第2項に規定する額以上である者を除く。）及びその者の扶養を受けている児童

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

一部改正〔平成16年条例12号・21年7号・22年18号・26年22号〕

(給付の額)

第4条 この条例による給付の額は、受給者に係る医療費について医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに医療保険各法その他医療に関する法律等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担

金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じてあん分することにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

(1) 児童が3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合

(2) 受給者及び扶養義務者等が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

3 入院に伴う給付の額にあつては、前2項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

全部改正〔平成16年条例12号〕、一部改正〔平成18年条例23号・22年18号〕

（受給者証の交付申請）

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、町長に対してひとり親家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、医療費の給付を受けようとする者が、第3条第1号に規定する者の場合は当該配偶者のない女子又はこれに準ずる男子が、同条第2号に規定する者の場合にあつては、当該児童又はその児童の保護者（当該児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。以下「保護者」という。）がこれをしなければならない。

一部改正〔平成22年条例18号〕

（受給者証の交付）

第6条 町長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による医療費の給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、受給者証を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年8月1日に更新する。

（受給者証の再交付）

第7条 受給者又は保護者は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、町長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

（給付の始期）

第8条 この条例による医療費の給付は、第6条の規定による受給者証の交付を受けた日の属する月の初日以後の療養について行うものとする。

(給付の終期)

第9条 受給資格を失った場合における医療費の給付は、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給者証の提示)

第10条 受給者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(医療費の給付申請)

第11条 受給者又は保護者は、この条例による医療費の給付を受けようとする場合には、医療機関等に医療費の一部負担金を支払った上、町長に対して、給付の申請をしなければならない。

(給付の決定)

第12条 町長は、前条による申請があつた場合は、その申請の内容を審査し、相当と認めるときは、医療費の給付を決定するものとする。

(届出の義務)

第13条 受給者又は保護者は、受給者証に記載されている事項その他大槌町ひとり親家庭医療費給付条例施行規則（昭和54年規則第8号）で定める事項について変更があつたとき、受給資格を失ったとき又は給付事由が、第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

一部改正〔平成22年条例18号〕

(損害賠償金との調整)

第14条 町長は、医療費の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合であつて、受給者又は保護者が、受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の範囲内において医療費を給付せず、又は既に給付した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第15条 町長は、偽りその他不正の行為により医療費の給付を受けた者がいるときは、その者から給付した医療費の額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和54年8月1日から昭和54年9月30日までの間に第5条の規定による申請をした者が、昭和54年8月1日以前から引き続き受給資格を有する場合には、第7条の規定にかかわらず昭和54年8月1日から受給者証の交付を受けた日の前日までにかかる療養についても医療費の給付を行うものとする。

3 昭和60年8月1日から昭和61年7月31日までの間に第5条の規定による申請（ただし第6条第2項の更新のための申請は除く。）する者の所得の制限額は、第3条の規定にかかわらず、政令第2条の3第2項中「1,605,000円」とあるのは、「2,148,000円」と、「330,000円」とあるのは「290,000円」とし、同条第4項中「5,688,000円」とあるのは「5,733,000円」と、「5,937,000円」とあるのは「5,982,000円」とする。

附 則 (昭和59年6月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月26日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の母子家庭医療費給付条例の規定は、昭和59年10月1日以後の受療分から適用する。

(経過措置)

2 医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の被保険者又は組合員が、第5条の規定に基づき公布の日から起算して1箇月以内に受給者証の交付の申請を行った場合は、昭和59年10月1日に受給者証の交付を受けたものとみなす。

附 則 (昭和60年9月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、昭和60年8月1日以後の申請から適用する。

附 則 (平成3年3月20日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、平成2年4月1日以後の受療分から適用する。

附 則（平成6年9月12日条例第20号）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月14日条例第5号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例（第3条の改正規定を除く。この項において同じ。）による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例第3条の規定は、平成7年4月1日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月9日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月20日条例第23号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月10日条例第12号）

（施行日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日の以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月12日条例第7号）

（施行日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月21日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第4条第1項中、高額介護合算療養費の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大槌町ひとり親家庭医療費給付条例（以下、「改正後の条例」という。）は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。ただし、第4条第1項に規定する高額介護合算療養費の控除については、高額介護合算療養費の算定期間内の受療について適用する。

附 則（平成25年3月15日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例による改正後の大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月19日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

○大槌町ひとり親家庭医療費給付条例施行規則

昭和54年9月20日

規則第8号

〔注〕 平成16年9月から改正経過を注記した。

改正 昭和60年3月30日規則第11号

昭和60年9月30日規則第19号

平成7年7月31日規則第21号

平成16年9月9日規則第10号

平成27年12月28日規則第31号

〔題名改正〕

平成28年3月31日規則第20号

平成28年6月14日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、大槌町ひとり親家庭医療費給付条例（昭和54年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年規則31号〕

(受給資格)

第2条 条例第3条に規定する受給者には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条及び第116条の2並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条に規定する被保険者の特例に準じて取り扱う者を含むものとする。

追加〔平成16年規則10号〕、一部改正〔平成27年規則31号〕

(受給者証の交付等)

第3条 条例第5条の規定によるひとり親家庭医療費受給者証の交付申請は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請書（以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）により行わなければならない。

2 町長は、前項による受給者証交付（更新）申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者については、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するとともに、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給者証交付台帳に記載し、不適当と認めた者については、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書によりその旨を通知するものとする。



3 条例第6条第2項の規定による受給者証の更新申請は、受給者証交付（更新）申請書により毎年7月1日から7月31日の間に行わなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

4 受給者又は保護者（以下「受給者等」という。）は、受給者が条例第3条に該当しなくなったとき、又は受給者証の有効期間が満了したときは、受給者証を速やかに町長に返還しなければならない。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

（受給者証の切替）

第4条 町長は、受給者が条例第3条第1号に規定する「児童」で、出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者のうち、町長が認定した日から起算した最初の3月31日が、その者が6歳に達する日以降の最初の3月31日（以下「未就学満了日」という。）である者であり、未就学満了日以降も受給資格を有すると認められる場合には、受給者証の有効期間が満了する前に、別に定める様式による受給者証を交付する。

追加〔平成28年規則28号〕

（受給者証の再交付）

第5条 条例第7条の規定による受給者証の再交付の申請は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書を町長に提出することにより行うものとする。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

（給付申請の方法）

第6条 条例第11条第1項の規定によるひとり親家庭医療費給付の申請は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費給付申請書を医療機関に提出し、医療機関等記入欄の記載を受けた上行うものとする。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

（給付の決定等）

第7条 町長は、条例第11条第2項の規定による給付の適否について、審査を行い、適当と認めた者については、別に定める様式によるひとり親家庭医療費給付決定通知書により、不相当と認めた者については別に定める様式によるひとり親家庭医療費給付却下通知書により、その旨を受給者等に通知するものとする。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

（届出）

第8条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保護者氏名又は住所
- (2) 保険種別
- (3) 被保険者名、組合員名又は加入者名
- (4) 保険者名、組合名又は事業団名
- (5) 保険証の記号又は番号
- (6) 附加給付の内容
- (7) 受給資格の該当要件
- (8) 口座番号、銀行名その他振込先に係る事項
- (9) 受給者及び扶養義務者等の市町村民税の課税の有無

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給資格変更届により行うものとする。

3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費受給資格喪失届により行うものとする。

4 条例第12条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、別に定める様式による第三者行為傷病届により行うものとする。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

(医療費の返還)

第9条 条例第14条の規定による医療費の返還通知は、別に定める様式によるひとり親家庭医療費返還通知書により行うものとする。

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

(備付帳簿)

第10条 町長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 医療費受給者証交付台帳
- (2) 医療費給付台帳
- (3) 医療費助成事業収入金等整理台帳

一部改正〔平成16年規則10号・27年31号・28年20号・28号〕

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

一部改正〔平成16年規則10号・28年28号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 大槌町母子家庭医療費給付規則（昭和53年規則第1号）は、昭和54年7月31日限りその効力を失う。ただし、その時までの療養に対する医療費の給付方法の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

附 則（昭和60年3月30日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、昭和60年8月1日以後の申請から施行する。

附 則（平成7年7月31日規則第21号）

- 1 この規則は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この規定による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月9日規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大槌町母子家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第31号）

(施行日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則による改正後の大槌町ひとり親家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成28年6月14日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大槌町ひとり親家庭医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。